

静岡市ごみ収集車広告掲出募集要項

静岡市が所有するごみ収集車に広告を掲出していただける広告主を募集します。

1 広告媒体について

静岡市で保有している、家庭ごみ収集車（塵芥車）です。荷箱両側面が広告枠となります。



静岡市郊外から
出発した収集車は



往来の激しい
幹線道路や
賑やかなまちなかは
もちろん

買い物に出かける
ご家族からの視線を浴
びつつ、閑静な住宅街
をまわって



市内各地のごみを
毎日*回収しています

※月曜～金曜（年末年始を除く）



2 広告掲出のメリット

(1) ごみと一緒に70万市民の視線を集めます！

- ・車通りの多い幹線道路から人通りの多い繁華街、閑静な住宅街から賑やかな団地の
中まで市内各地を走行します。
- ・「移動する広告」なので見る人を限定しません。ターゲットは全市民です。
- ・複数台に広告を掲出していただければ広告効果はさらに高まります。

(2) 視認性や注目度も抜群！

- ・停車回数が多く、停車時間も長いので、広告をじっくり見せることができます。
- ・住宅密集地や戸別で収集する際には、家の目の前に収集車が停車するので、ご自宅
にいる方にも玄関先や窓先で広告できます。

(3) 収集車のイメージは「かっこいい!」「きれい!」 環境にもやさしい車です。

- ・小学生にも人気のかっこいい特殊車両です。
- ・真っ白できれいな静岡市のごみ収集車は市民からのイメージも良好です。
- ・環境に配慮したクリーンディーゼル車に掲出するので、企業の好感度アップにも
つながります。

3 広告の規格

(1) サイズ

縦1メートル×横1.5メートル以内

(2) デザイン

「静岡市ごみ収集車広告掲出取扱要綱」及び「静岡市広告掲載基準」をご確認ください。

(3) 掲出箇所

ごみ収集車荷箱部両側面

※収集車1台（広告枠2枠）ごとの申し込みになります。

(4) 材質

特殊フィルム等

※車体貼り付け（ラッピング）方式。車体への直接塗装はできません。

4 掲出期間

原則として、**4月1日から翌年3月31日まで**

※年度途中で掲出を開始した場合は、掲出期間は直近の3月31日までとなります。

※掲出期間の更新も可能です。（「9 広告の掲出期間の更新について」をご確認ください。）

5 広告掲出料

年額100,000円／1台（消費税及び地方消費税を含む）

※これ以外に、広告の作成や貼り付け作業等の費用がかかります。なお、業者等の手配は広告主にさせていただきます。

※年度途中で掲出を開始した場合は、掲出期間に応じて算出します。

（月割り、100円未満切り捨て）

6 申込み方法

（1）申込み期間

随時

※申込みから掲出開始まで3か月程度かかります。

（2）提出書類

- ・ごみ収集車広告掲出申込書（様式第1号）
- ・広告原稿または広告イメージ
- ・事業の概要が分かる書類
- ・資格又は免許を必要とする業種の方は、それを証明する書類の写し

※その他、場合により必要とする書類の提出をお願いすることがあります。

（3）申込み対象者

事業者

※申込み者多数の場合は、市内に事業所を有する事業者を優先します。

(4) 申込み方法

上記提出書類を収集業務課あて郵送またはご持参ください。

※ごみ収集車広告掲出申込書（様式第1号）は、収集業務課にてご用意しているほか、静岡市ホームページ（収集業務課ページ内）からダウンロードできます。

※電子メール等インターネットを利用した申込みはできません。

(5) 申込みできない者

- ・法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- ・各種法令に違反している事業者
- ・静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第6条第2項の規定により、市が実施する入札に参加することができない者
- ・消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- ・利殖を目的とした投資・投機のおっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ・その他、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として不相当であると認められるもの

(6) 申込み先

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎 新館13階 収集業務課（管理係）

※郵送またはご持参ください。なお、郵送の場合は、封筒に「ごみ収集車広告掲出申込み」と記載してください。

7 広告審査について

【1次審査】

所管課において、『静岡市ごみ収集車広告掲出取扱要綱』『静岡市広告掲載基準及び品位を損なう広告の制限に関する運用基準』に基づいて審査を行います。

【2次審査】

静岡市広告審査会において、掲出する広告の適否について審査します。この審査にて掲出が可能と認められた掲出希望者の方を広告主とします。

なお、掲出可とされた数が募集した広告枠数を超えた場合には、市内に事業所を有する事業者を優先した上で、抽選により決定します。

8 広告審査後の流れ

(1) 決定通知の送付

広告審査会後、全応募者に広告掲出決定通知書または非掲出決定通知書を送付します。

(2) 承諾書の提出と掲出料の納入

広告主（広告掲出決定通知書を受け取った者）となった場合は、広告掲出期間等を確認の上、速やかにごみ収集車広告掲出承諾書（様式第4号）を提出してください。

また、広告掲出料を市が指定する期日までに一括前納してください。

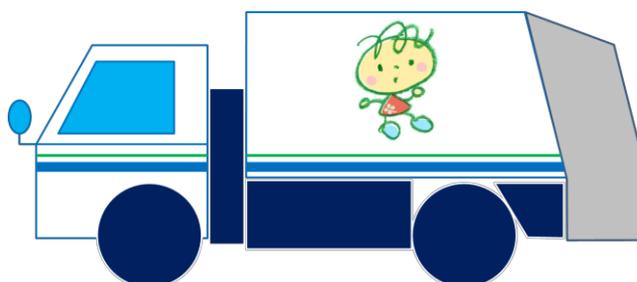
(3) 広告原稿の提出（提出していない場合）

広告原稿を市が指定する期日までに提出してください。

(4) 広告の貼り付け

市が指定する日にごみ収集車への広告の貼り付けを行ってください。

※原則として、掲出開始日の前後1週間以内に作業していただくことになります。



9 広告の掲出期間の更新について

広告主が希望する場合は、広告の掲出期間を更新することができます。この場合は、毎年1月末までにごみ収集車広告掲出申込書（様式第1号）に必要書類を添付の上ご提出ください。

※事業内容及び掲出中の広告内容に変更がない場合は、添付書類は必要ありません。

※車両の状態等によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先

静岡市環境局収集業務課（管理係）
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 静岡庁舎 新館13階
TEL:054-221-1074 FAX:054-221-1141
E-mail:shuushuu@city.shizuoka.lg.jp